

住宅用火災警報器設置促進に伴う 訪問活動の再開について

当消防本部では、火災による被害を軽減させるため、甲府地区管内（甲府市、甲斐市（旧双葉町を除く。）、中央市、昭和町）の全世帯を対象とし、住宅用火災警報器の設置促進に伴う訪問啓発活動を実施しています。

今般、新型コロナウイルス感染症の拡大により訪問活動を一時中断しておりましたが、緊急事態宣言の実施区域から山梨県が解除されたことに伴い5月下旬から訪問活動を再開します。

再開にあたってはマスクを着用するなど感染症の拡大防止対策を図るなかで実施いたします。

甲府地区管内の皆様方におかれましては訪問活動に対し、ご理解ご協力をお願いいたします。

- 消防職員、住警器普及員が各住戸へ訪問する際には、マスクを着用し、密閉・密集・密接の「3つの密」を避け実施します。
- リーフレットのポスト投函と併せた電話での調査によっても実施します。

甲府地区広域行政事務組合消防本部

予防課 TEL055-222-1291